



■ ■ 輸入申告項目の追加について ■ ■

2025年10月12日以降、すべての輸入貨物を対象に、水際での取締り強化と適正な課税を目的として、輸入申告項目に以下の3項目が追加されます。

- ① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」
- ② 通販貨物に該当するか否か
- ③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

上記①の運送先につきましては、**輸入申告前に必要**となります。
次の要領に沿って、運送先に関する情報のご提供をお願いいたします。

◆ 運送先とは？

輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先となります。

◆ 運送先が複数ある場合、どのように対応すればよい？

主たる貨物の運送先1か所を輸入申告書に記載し、それ以外の運送先は
所定の税関様式（運送先一覧表）に記載して、輸入申告時に税関へ提出します。

◆ 主たる貨物とは？

合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物 等）にて任意で選択します。

◆ 倉庫にストック後、複数の運送先候補のいずれかに運送する場合、どうすればよい？

輸入申告分の貨物について、確定している運送先がある場合には、それを運送先としてください。
1か所も確定していない場合には、倉庫を運送先としてください。

◆ 運送先を公開したくないため、運送先未定で申告してよい？

運送先は輸入申告項目の1つであり、運送先一覧表は輸入申告書の一部という位置付けです。
貨物の運送契約に関する書類は輸入者に保存義務のある書類であり、適正な申告が必要となります。

ご不明点がございましたら、弊社担当者までお問合せいただくか、
下記の税関WEBサイトをご参照ください。

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>

